

訪問型サービス（独自）サービスコード表（令和7年4月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A 2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ） 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	39	1日につき	
A 2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ） 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・ 要支援2（週2回程度）	77	1日につき	
A 2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ） 事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 （週2回を超える程度）	123	1日につき	
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	-12	1月につき	
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割		-1	1日につき	
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		-23	1月につき	
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		-1	1日につき	
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		-37	1月につき	
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ日割		-1	1日につき	
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ		業務継続計画未策定減算 事業対象者・要支援1・ 要支援2（週1回程度）	-12	1月につき
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	-1		1日につき	
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ	-23		1月につき	
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅱ日割	-1		1日につき	
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ	-37		1月につき	
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算Ⅲ日割	-1		1日につき	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅱ	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	1月につき	
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算Ⅲ	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	1月につき	
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき	
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			1日につき	
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき	
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			1日につき	
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき	
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			1日につき	
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200	
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	1月につき
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の 245/1000加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の 224/1000加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 182/1000加算	
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 145/1000加算	

※特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

※訪問型サービス同一建物減算Ⅰ～Ⅲを適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入する。

㊦「厚生労働省告示第七十二号」の別表と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チのうち、ニ～トは本市においては実施していません。